

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年

宮本総第295号
令和6年3月8日
宮城県警察本部長

警察署協議会運営要綱の改正について（通達）

警察署協議会の運営については、「警察署協議会運営要綱の一部改正について（通達）」（令和4年10月20日付け宮本総第1142号）により定めているところであるが、別添のとおり改正し、令和6年4月1日から運用することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

警察署協議会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察における警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱等の手続その他協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の委嘱等に関する事務手続

1 候補者の推薦

(1) 候補者資料の作成及び報告

警察署長（以下「署長」という。）は、警察署協議会委員候補者資料（別記様式第1号）を作成し、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(2) 推薦に当たっての留意事項

- ア 幅広い年齢層から選出すること。
- イ 地域に偏りのないよう選出すること。
- ウ 男女の構成に配慮して選出すること。
- エ 特定の職種、役職等に偏りのないよう選出すること。

2 委嘱

委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行う。

3 再任又は欠員が生じた場合の委員の選出

前記1から2までの規定は、委員の再任又は欠員が生じた場合の委員の選出の手続について準用する。

4 解嘱及び辞職

(1) 解嘱

ア 署長は、委員がその職務の遂行に支障があるとき、又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、解嘱上申書（別記様式第3号）により、公安委員会に解嘱の上申をするものとする。

イ 署長は、公安委員会から解嘱通知書（別記様式第4号）の送付を受けたときは、解嘱される委員に対し速やかに伝達するものとする。

(2) 辞職

ア 署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、辞職を申し出た委員（以下「辞職申出者」という。）に対し辞職願（別記様式第5号）の提出を求め、公安委員会に送付するものとする。

イ 署長は、公安委員会から辞職承認書（別記様式第6号）の送付を受けたときは、辞職申出者に伝達するものとする。

第3 協議会の運営

1 配意事項

署長は、協議会の会議の開催に当たっては、警察署の業務運営に委員の意見が

反映されるよう、次に掲げる事項について配意するものとする。

- (1) 委員が理解しやすい内容とすること。
- (2) 個人のプライバシーを保護すること。
- (3) 住民等が関心を有している治安上の課題等に関して必要があるときに、臨時会議の開催を検討すること。

2 意見等に対する対応

署長は、協議会の意見等を真摯に受け止め、誠実な対応に努めるものとする。

3 議事概要の作成及び公表

(1) 作成

署長は、協議会の会議が開催されたときは、速やかにその概要を取りまとめ、警察署協議会議事録（別記様式第7号）を作成するものとする。

(2) 公表

協議会の議事概要は、公表するものとする。

4 委員報酬の受領辞退

委員が、報酬の受領を辞退する場合は、報酬の受領辞退について（別記様式第8号）を徴すること。

第4 協議会の庶務

警察署協議会条例（平成13年宮城県条例第6号）第8条に規定する協議会の庶務は、警察署の警務課又は警務会計課において行う。

別記様式第1号 (第2-1-(1)関係)

警察署協議会委員候補者資料
(警察署)

ふりがな 氏名					性別	男 女
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)					
住所	〒 ー 電話 () ー					
職業(役職)	()					
勤務先 (所在地)						
経歴					他の団体における役職	
家族関係	続柄	氏名	生年月日	職業	備考	
			. .			
			. .			
			. .			
			. .			
推薦団体等						
候補者の選出理由						
備考						

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

委 嘱 状

殿

警察法第53条の2第3項の規定により

宮城県

警察署協議会委員を

委嘱します

年 月 日

宮城県公安委員会 印

別記様式第3号 (第2-4-(1)-ア関係)

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県 警察署長

解 嘱 上 申 書

次の者は、警察署協議会条例第4条の規定に該当すると認められるので上申する。

協 議 会 委 員	現 職 名	宮城県 警察署協議会委員				
	住 所					
	職 業					
	ふりがな 氏 名					
	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)				
	委嘱年月日	年 月 日	在職年数(通算)	年 か月	役職	
	上 申 事 由					
	事 実 認 定 (疎 明 資 料 等)					
	備 考					

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

解 嘱 通 知 書

殿	宮城県 警察署協議会委員
警察署協議会条例第4条の規定により 宮城県 警察署協議会委員を 解嘱します	
（解嘱の理由）	
年 月 日 宮城県公安委員会 印	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告としてこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第2-4-(2)-ア関係）

舌辛 職 原頁

宮城県公安委員会 殿

この度、

により

宮城県 警察署協議会委員

を辞職したいので承認願います。

年 月 日

住 所

ふりがな
氏 名

連絡先

辞職承認書

殿	宮城県 警察署協議会委員
辞職を承認します	
年 月 日 宮城県公安委員会 印	

別記様式第7号（第3-3-(1)関係）

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	宮城県 警察署協議会
開 催 日 時	年 月 日 () 午 時 分から 午 時 分まで
開 催 場 所	
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～ ・ 欠席委員～ 2 警察署側
議 事 概 要	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別記様式第8号（第3－4関係）

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

(届出者)

宮城県

警察署協議会委員

ふりがな
氏 名

報酬の受領辞退について

_____年度中の

_____年 月 日に開催された

協議会に係る委員の報酬の受領を辞退します。